様式第9号(第10条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　住所

　　氏名　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　印

共同墓地等使用許可取消決定通知書

　　　　年　　月　　日付けの共同墓地使用許可について、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例第14条の規定により許可を取り消しましたので通知します。つきましては、同上の規定により速やかに墓地を原状に回復し、共同墓地等返還届出書を提出してください。

記

　1　使用を取り消す共同墓地等の名称及び区画番号

　2　使用を取り消す理由

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。